

例外的個人の承認の問題

——ルソーの立法者の概念——

桑 瀬 章二郎

『学問芸術論』やそれが巻き起こした論争の際に書かれた著作において、ルソーはすでに立法者について語っているが、それは当時としては珍しくない古代の神話的立法者についての言及にすぎない。ルソーが立法者について独自の概念を築きあげるのは『社会契約論』においてである¹⁾。「立法者について」と題された第2巻第7章はプレイヤッド版にして4ページたらずにすぎないが、そこで明らかにされる概念については、さまざまな観点から論じられてきた。しばしばギリシャ、ローマ史とマキアヴェリの影響が指摘されるし、また、『社会契約論』を純粋な理論的著作とみなす研究者は、立法者を、例えば『エミール』における教師のような、理論を支える仮設的な存在と考えてきた²⁾。あるいは、『社会契約論』の人民主権の原理を強調することによって、立法者を社会契約にもとづく国家の成立に必要なひとつの職務と考えることもできるだろう。われわれはそうした観点とは少し異なった立場に立ち、立法者の問題を、例外的個人と共同体との関係、特殊な個人と大衆、そして社会との在り方という観点から論じることしようと思う³⁾。

たしかに、ルソーの時代には、複数の個人からなる集団の立法者という考え方が存在していた。例えば『百科全書』では、イギリスの議会が国王とならび立法者とみなされている。もちろんルソーもそうした側面を理解していた。しかしルソーにおいては、特別な能力を持った一個人による法の作成という考え方は非常に根強いものである。リュクルゴス、ヌマ、モーゼといった神話的立法者についての記述は、『学問芸術論』から、『ポーランド統治論』にいたるまで、繰り返し現われるし、『社会契約論』においてもこうした立法者の名前が引かれる。それゆえ『社会契約論』における立法者の概念についてもそれを例外的個人と共同体の問題という観点から論じることが正当化されるように思われる。

I. 例外的個人と大衆

われわれはすでに例外的個人という言葉を用いてきたが、この言葉について明確にすることから始めようと思う。ルソーは『学問芸術論』において、文化的創造は卓越した能力を持つ例外的な存在によって行なわれてきたのであり、そうした例外的個人の獲得した知識の大衆化こそが社

会を腐敗させたのだと述べていた。学問の研究は、限られたごく少数の人間にのみふさわしく、彼らに委ねられるべきであるとルソーは主張している。「学問芸術論」が巻き起こした論争の際に書かれた「ナルシス」の序文の中で、ルソーは次のように語っている。

真理のまとう幾重ものヴェールを貫いて洞察することのできる超一流の天才、虚栄心の愚劣さや卑しい羨望、そのほか教養趣味の生むいろいろな情念に抗することのできる特別に恵まれた魂、そういう人々が若干存在することを私は認める。こうした美質をあわせもつ幸運に恵まれた少数の人々は人類の光明であり名誉である。まさに彼らのみが万人の幸福のために研究にいそしむにふさわしく、そしてこの例外それ自体が法則の正しさを証している⁴⁾。

学問芸術の研究は、一切の個人的見解を度外視することのできる高い道徳性と、真理の発見に必要な秀でた知性とを備えた人間にのみふさわしいとされている。すなわち、道徳的、知的に卓越した例外的存在に知的探求の役割と権利が与えられるわけである。それではこうした例外的個人とは、具体的にいかなる存在なのであろうか。この点について「学問芸術論」では次のように説明される。

Il n'a point fallu de maîtres à ceux que la nature destinait à faire des disciples. Les Verulams, les Descartes et les Newtons, ces Precepteurs du genre-humain n'en ont point eu eux-mêmes, et quels guides les eussent conduits jusqu'où leur vaste génie les a portés? [...] S'il faut permettre à quelques hommes de se livrer à l'étude des Sciences et des Arts, ce n'est qu'à ceux qui se sentiront la force de marcher seuls sur leurs traces et de les devancer (souligné par nous).

自然によって師となるように定められていた人々にとって師は必要でなかった。ベーコン、デカルト、ニュートンのような人々、こうした人類の教師たちはみずから師を持たなかったのであり、たとえどのような指導者でも、彼らのみずからの広大な才能によって到達した地平にまで彼らを導きえなかったであろう。(中略)もし若干の人々に、学問と芸術の研究に身を委ねることを許さなければならないとしたら、それはただ、彼らの足跡をひとりだけでどり、しかも彼らを追い抜くだけの力を身のうちに感じる人々に限られる⁵⁾。

知的探求の役割を与えられるのは、それに必要な能力を持っているという内的確信 (se sentir という表現に注意しよう) を持つごく限られた数の人々である。そうした若干の人々は、自分ひとりの力で真理に到達するであろう。そしてルソーは、キケロやベーコンを例にあげ、こうした例外的個人は国政に参加すべきであるとしている⁶⁾。だが、繰り返し言えば、彼らはあくまで例外的存在なのである。ところが現実には多くの者が学問に向かおうとする。そして彼らの大部分

は卑しい虚栄心にとらわれ、名誉を獲得するために書物を著す傾向がある。こうした書物は有害であり、風俗を腐敗させるが、その代表的なものが哲学者たちの著作である。ルソーはこうした現状を念頭において次のように書いている。

私はただ、哲学とはなにか、と問おうとしているのだ。最も有名な哲学者たちの著作には、どんなことが含まれているのか、これらの叢知の友の与える教えとはなにか、と問おうとしているのだ。彼らが語るの聞けば、どこか公共の広場で、各人が思い思いに場所を占め、「私のところへ来たまえ、嘘をつかないのは私一人だ」と叫んでいる香具師の群れと間違えられないだろうか⁷⁾。

知的探求の役割が例外的個人によってのみ担われるとすれば、大衆はその真理の声をたやすく聞き取ることができる。だが現実には、真理の声は、多くの「香具師」の声にかき消される恐れがある。ここに問題が生じる。大衆はいかにして、知的道徳的に卓越した例外的個人を見分けるのか、どのようにして真理の声を聞き分けるのか。大衆は研究に向かうべきでないのだから、真理の声を知的に判断することは困難なのではないだろうか。この点について、ルソーは明確な回答を与えてはいない。ただ、知的探求は、例外的存在のためのものだ、と繰り返すばかりである。われわれがこれから見ていく立法者もまた知的探求の役割を与えられる例外的存在である。そして、このような個人と大衆（人民）の関係の設定は、さまざまな問題を生むことになるのだが、大衆が例外的個人＝立法者をいかにして見分けるのかという問題がその中に含まれることになる。

II. 例外的個人としての立法者

われわれはこれから立法者を例外的個人として論じることにしようと思うが、その前に、先に述べた「人類の教師たち」である、学問芸術の探求に従事すべき個人との類似点と相違点を確認しておく必要がある。立法者は、高い道徳性と秀でた知性を備えている例外的な存在であるという点において、「人類の教師たち」に結びつく。前者が人民の中でしめる位置は後者が大衆の中でしめる位置に類似しているのである。しかしながら両者の間に次のような相違を見いだすことも可能であるように思われる。第一に、「人類の教師たち」の研究が学問芸術という領域においてなされるのに対し、立法者は政治制度についての実践的な考察を行なうという点に留意せねばならない。第二に、学問芸術の研究を行なう個人は、人類全体のために研究を進めるのに対し、立法者は、少なくとも『社会契約論』において、ある共同体、ある人民に対し、その知的能力を発揮するという相違が存在する。こうした点において「人類の教師たち」と立法者は完全に異なるかに見えるが、実際には学問芸術と政治、あるいは人類と一人民とは複雑に絡み合っている。先に見たように、ルソーは、「人類の教師たち」が、例えば国王の助言者というかたちで国政に

参加することをすすめていたが、さらに次のように書いている。

第一流の学者たちが、国王の宮廷のなかに名誉ある安住地を見いだしていただきたい。そこで彼らにふさわしい唯一の報酬を、自分が知恵を授けた人民の幸福に、国王の信任によって寄与するという報酬をかちえていただきたい。そのときこそはじめて、徳、学問、権力が高貴な競争心に鼓舞され、人類の幸福のために一体となって何をしうるかが明らかになるだろう。しかし、権力だけが一方にあり、知識と叡知だけが他方にあるかぎり、学者はまれにしか偉大なことに思いをいたさず、君主はなおまれにしか崇高なことをなさず、国民は常に卑しい、腐敗した、不幸な存在にとどまるであろう⁸⁾。

「人類の教師たち」は、単に学問芸術だけではなく、広く「知識と叡知」を代表すると考えることもできるのである。彼らは知性を象徴しているのであり、そこには政治に必要な実践的な知性も含まれている。そして彼らは国政を通じて「人類の幸福」という目的に進んでいく。しかしながらこの点を強調しすぎるとルソーの中にプラトンを見いだすことになってしまうであろう。「人類の教師たち」はあくまで、第一義的には、研究を通じて人類の幸福に寄与する存在とされるのである。したがって立法者は、言葉の最も大きな意味での知性を象徴する存在であるという点において「人類の教師たち」と結びつき、その人民との関係から例外的個人とみなされうると考えなければならない。

それでは立法者の人民との関係を確認するために、「社会契約論」における記述を読んでいくことにしよう。まず第7章の冒頭の一節である。

それぞれの国民に適した最良の社会規則を発見するためにはすぐれた知性が必要であろう。その知性は、人間のあらゆる情念をよく知っているのに、そのいずれにも動かされず、われわれの性質とはまったく似ていないのに、それを知り尽くし、自分の幸福はわれわれとはかかわりが無いのに、しかもわれわれの幸福ために喜んで心をくだき、なお最後に、進みゆく時のかなたに遠く栄光を展望しながら、ある世紀において苦勞し、別の世紀においてその成果を享受することのできる、そういう知性でなければならないだろう。人間に法を与えるためには神々が必要であろう⁹⁾。

情念に動かされず、自分の幸福が人間のそれと関わりがないような、道徳性にすぐれた知性が求められている。立法者は特別な能力を備えている特殊な存在として描かれているのである。そして彼は立法に必要な能力を身のうちに感じているべきであるとされる。

Celui qui ose entreprendre d'instituer un peuple doit *se sentir* en état de changer, pour ainsi dire, la nature humaine [...] (souligné par nous)

一つの人民に制度を与えようとあえてくわだてるほどの人は、いわば人間性を変えるこ

とができるという確信を持っていなければならない¹⁰⁾。

このように立法者は、自分がそれに必要な能力を持っているという内的確信（ここでも *se sentir* という表現が用いられていることに注意しよう）を持つものでなければならない。立法者は、法の作成という仕事が必要とする諸能力を身のうちに感じている者なのである。それでは次に、われわれは、立法者に求められるこうした資質のうちで、次の二点について見ることにしよう。その二点とは、完全なる無私無欲の精神と卓越した知的能力である。

無私無欲の精神とわれわれが呼ぶのは、一言でいうなら、一切の個人的見解を度外視し、公共の利益のためだけに法作成を行なわなければならない立法者の態度のことである。ルソーは立法者が公共の利益に対し個人的な利益を優先させる場合を想定し、これを国家の危機的状態としている¹¹⁾。法作成の仕事に立法者の個人的利害がかかわることに対するこうしたルソーの不安は、法についての彼の考え方によって説明されるように思われる。「実際は、法は常に持てるものに有利で、持たざるものに有害である¹²⁾」と彼は第1巻第9章の註の中で書いている。「不平等起源論」において、法および政治制度の誕生は持てるものの個人的利害の制度化の過程として描かれたが、『社会契約論』においてもこうした考え方は保持されているのである¹³⁾。

この無私無欲の精神は立法者を共同体における特殊な存在、例外的な個人とする。なぜなら『社会契約論』においてルソーは、共同体の構成員である人間を、社会契約を結び市民として生まれ変わる以前は、そして生まれ変わった後にもなお、特殊意志に導かれやすい存在として描きだしているからである。社会の設立を必要としたのは「個々人の個人的利害の対立¹⁴⁾」であるし、「人間としての各個人は市民として彼が持っている一般意志に反したり、あるいはそれと異なる特殊意志を持つことがある¹⁵⁾」とされる。個人的利害に動かされず、公共の利益のためだけに法を作成する立法者はしたがって共同体において特殊な性質を備えた存在なのである。

立法者は同時にまたその卓越した知的能力によって特殊な個人となる。なぜなら『社会契約論』において人民は盲目的であるとされるからである。立法者についての諸問題が論じられる第7章に先立つ「法について」と題された第6章の終わりで、ルソーは社会的結合の諸条件である法の作者はその法に従う人民でなければならないと述べたあと、はたして人民が自分たちで法を作成しうるのかと問うている。

目の見えぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかを知ることが稀だから、自分たちが欲することを知らないことがよくある、そうした大衆が体系的な立法というあのようにより巨大で困難な事業を自力で実行しうるのだろうか。人民は自ずから常に幸福を求めているが、何が幸福かをいつもひとりでにさとるとはかぎらない。一般意志は常に正しいが、それを導く判断は常に啓蒙されているわけではない¹⁶⁾。

ここでは人民という語によって共同体の構成員がある一定の均質性を備えた集団として想定され、その盲目性が強調されている。このような人民自らが法を作成することはできない。「すぐ

れた知性」である導き手が必要となるのである。事実立法者に課せられる仕事は高度な知的能力を要求する。人民の分析、立法を行なうにふさわしい時期の見極め、国家における自然の諸条件と法の正しい関係の設定、習俗、世論の創出など、どれをとっても知的卓越性が不可欠なものばかりである。人民に比して懸け離れた知性を備えているべき立法者はしたがって、その無私無欲の精神に加え、卓越した知的能力によって、極めて特殊な存在となる。

こうして例外的個人と人民の間に、大きな溝が生じることになる。「社会契約論」では、法は一般意志の表明にほかならないとされるが、この法は共同体において極めて特殊な一個人によって提示されるのである。立法者の意志は、人民のそれに比して極めて特殊な意志なのである。しかしながらこの特殊な意志こそ人民の一般意志となるべきものであるとされる。立法によって立法者の特殊な意志が普遍性あるいは一般性を獲得しなければならないのである。人民の側からすればこのことは、自らの意志と懸け離れた特殊な意志を一般意志として受け入れなければならないということの意味する。

Ⅲ. 人民による立法者の承認

知的探求が特殊な例外的個人に委ねられるとなると、次のような問題が生じる。すなわち、立法者は発見した真理をいかにして大衆に伝えうるのかという問題、そして、大衆はいかにして真理の語り手を見分けうるのかという問題がそれである。

「すぐれた知性」である立法者はいかにして「目の見えぬ大衆」に真理を伝えればよいのだろうか。ルソーの立法者はマキアヴェリのそれとは異なり、「無に等しい権威」しか持つことができないがゆえに強制的な手段をとることができない。立法者は立法権を持つことができないし、これは人民の譲渡できない権利とされる。ルソーは、立法者が差し示す法は人民の自由投票にゆだねられなければならないし、さらに人民は、たとえそれが最良のものであるにせよ、常に変更しようとしている¹⁷⁾。したがって立法者は人民を説得しなければならない。人民がひとりでにたとえはかぎらない幸福を教えてやらねばならない。しかしながら立法者の知的能力と人民のそれとの絶対的差異のために、人民が立法者の語る言葉を知的に理解することは困難となる。

賢者たちが一般大衆に向かって、一般大衆の言葉ではなく自分たちの言葉で語ろうとすれば、彼らの言うことは理解されないであろう。ところが人民の言葉に翻訳できない観念は山ほどある。あまりにも一般的な見解や、あまりにも遠い対象は、等しく人民の理解の範囲を越える。各個人は自分の個人的利害に関係のある統治案でなければ、どんな統治案も好まないのだから、良法によって不断の耐乏を課せられると、そこから得られるはずの利益を容易に認めようとし¹⁸⁾ない。

各構成員は個人的利害に動かされ、公的な利益に対しそれを優先させる。そして立法者の提示

する法や統治案が人民に利益をもたらすことを人民は理解しない。このようにルソーは、理性の力によって人民が立法者の提案を受け入れることが、ありえないとはいわないまでも、実現の可能性が薄いと考えている。ルソーが高く評価する立法者リュクルゴスについて次のように彼が語っているのを読めば、立法者と人民との間の溝がいかに深いものであるかわれわれは理解することができる。

リュクルゴスが法を制定したとき、スパルタ人の側からの数知れぬ不平の声とひどい仕打ちにさえも耐えねばならなかった。そして彼は策略を用いたり、さらには同国人に政治制度を保持させるために、祖国から離れたところに生涯を終えに行くことさえも余儀なくされたのであった。しかしその制度こそは同国人をこの世に存在したもつとも名高い、もつとも尊敬される人民とした制度なのである。ローマ人はそれによって世界の支配者となった統治について絶えず不平を漏らしていたし、今日でももつともよく統治された国民はまさにもつとも不平をいう国民ではないだろうか¹⁹⁾。

したがって人民にとって立法者と彼の提示する統治案の善し悪しは知的に判断不可能であるということになる。それでは人民ははたして法作成の仕事を引き受けようとする者が真の導き手であるか否か判断しうるのであろうか。あるいは立法者は、自らが作成した法を人民に受け入れさせることができるのだろうか。

こうした困難を解決するために、ルソーは神の権威という概念を持ち出すことになる。立法者における神の権威の問題は、非常に複雑である。ルソーが繰り返し言及する神話的宗教的立法者の例からも明らかなように、『社会契約論』で問題となる「法」は、共同体の構成員の一般意志の表明でありながら同時に宗教的戒律や道徳律という意味合いも含んでいる。さらにそこに、『社会契約論』の最後で論じられる国家宗教の問題もからんでくる。本論ではこの点について詳しく論じることはできないが、ここではひとまず、法の制定のために必要となる神の権威という側面について考えることにしようと思う。法の制定に神の権威が必要となるという主張を、ルソーはマキアヴェリを引きながら展開しているのである。

神の名において語ることによって、立法者は、人間の思慮によっては動かしえない人民を導いていく、とルソーは書いている。そして、歴史的にみても神の権威を利用することが立法において不可欠であったと述べる。こうした手段は人民による承認を得るために効果的であるが、しかしながら同時にまた危険なものでもある。

どんな人間でも石板に文字を刻み、神託を買収し、何かの神と秘密の交流があるかのよう装い、鳥を仕込んで自分の耳にささやかせ、その他人民を欺く粗野な手段を見つけ出すことはできる²⁰⁾。

『ポーランド統治論』の中でルソーは次のように書いている。「現代の諸国民を見てみる。そ

ここには法律屋はたくさんいても立法者は一人として見当らない²¹⁾。」「一人として見当らない」という表現には誇張があるにせよ、立法者としてふさわしからぬ者が現実に法作成を行う場合が数多く存在することがわかる。したがって一方で、数多くの「法律屋」の政治制度が存在し、他方、例外的な真の立法者の政治制度が存在するということができる。それゆえに神の権威に頼るという手段は、判断を下す人民にとってみれば曖昧なものとして残るわけである。

この点についてルソーは、『社会契約論』では、こうした香具師のような存在が国家を建設することはありえないし、たとえ彼らが人民との間に絆を結びえたとしても、それは決して永続的なものとはならないとしている²²⁾。しかし依然として曖昧さは残されている。例外的個人と人民の、より確実に明白な関係は成立しないのであろうか。人民は真の導き手を見分けうる、より確かな方法を持っていないのであろうか。

この問題は次のように言い換えてみることができるだろう。先に、立法者は、立法に必要な能力を身のうちに感じている、すなわち内的確信を抱いている者でなければならないというルソーの文章をみたが、この内的確信が明示され、人民に伝えられることはないだろうか、というように。さらに、最初に見た、例外的個人と大衆の関係に問題を広げてみると、例外的個人の内的確信は、いかにして大衆に伝えられうるのかという問題に関連してくる。卓越した能力を身のうちに感じている、例外的天才の内的確信は、大衆には伝えられないものなのであろうか。この点について、ルソーが『社会契約論』の初稿で語っていることは実に興味深いものである。

しかし神々に語らせたり、自分は神の代弁者であると宣言して信じられるのは、だれにでもできることではない。神々の名において言われる事柄の偉大さは、人間のものとは思われない雄弁と断固とした態度によってささえられなければならない。熱情の炎が英知の深さと徳の堅固さに結びつかねばならない。一言で言えば、立法者の偉大な魂こそ、彼の使命を証明すべき真の奇蹟なのである²³⁾。

ここに、魂の偉大さを明示する徴候 (signe) をもとにした承認というテーマがあらわれる。雄弁 (éloquence) や揺るぎない毅然とした態度が演説者と聴衆との間に確固たるコミュニケーションを成立させるのである。立法者の声にあらわれる魂が、彼の使命を証明するとされるのである。これは、スタロピンスキーが『透明と障害』の中で明らかにした、「徴候の力 (pouvoir des signes)²⁴⁾」に対するルソーの信念と、さらには、それと不可分であるが、公共の広場に集まった人民に対して語りかけ納得させる古代の立法者のイメージと固く結びついているように思われる。

言語と政体との関係を扱った『言語起源論』の最終章で、ルソーは、「納得させること (persuasion) が公共の力 (force publique) であった古代においては、雄弁は欠くことのできないものであった²⁵⁾」と書いている。そして、古代において雄弁が力を生み出したのとは反対に、今日では公権力 (force publique) が説得の代わりをしているとされる。言語は、人間の欲求をもとにして形成され、変質すると考えるルソーは、墮落した今日の社会とそこで話される言語に

批判を向けるのだが、こうした今日の言語に対置されているのが、雄弁が演説者と聴衆のコミュニケーションを可能ならしめる、次のような言語である。

Il y a des langues favorables à la liberté, ce sont les langues sonores, prosodiques, harmonieuses, dont on distingue le discours de fort loin.

自由のためにふさわしい言語がある。それは響きのよい、音律のある、調和のとれた言語であって、それを話す声は非常に遠くからでも聞き分けられる²⁶⁾。

このような言語はある程度まで、ルソーの思い描く「最初の言語」に類似しているといえる。

[...] elle négligerait l'analogie grammaticale pour s'attacher à l'euphonie, au nombre, à l'harmonie et à la beauté des sons ; au lieu d'arguments elle aurait des sentences, elle persuaderait sans convaincre et peindrait sans raisonner [...]

それ（最初の言語）は、口調や諧調、響きのよさや音の美しさに結びつき、文法的な類比を無視するであろう。議論のかわりに格言が好まれ、説き伏せずに納得させ、理を説かずに描きだすだろう²⁷⁾。

音楽的であり、聞き手の耳を魅了する、このような言語こそが、「説き伏せずに納得させることができるだろう（立法者が神の権威に頼るのは、「暴力を用いることなしに導き、説き伏せることなく納得させる *persuader sans convaincre*²⁸⁾」ためであったことを思い出そう)。このような言語を用いることができれば、法を与えようとするものは、聴衆たる人民に対し、人間のものとは思われない自らの魂の偉大さを証明し、それによって神の名において語ることの正当性を明らかにし、立法者として承認されるであろう。しかしながら、こうした言語は、すでに失われてしまっており、現実には存在しない。歴史の流れの中で、言語は変質してしまっているからである。ルソーは、このような言語を、まさに、ヨーロッパの社会における言語に対置させているのである。したがってこのような条件で、人民を「説き伏せずに納得させる」ことが可能であるならば、そのこと自体まさに奇蹟といわねばなるまい。

「徴候の力」に対するルソーの信念についていえば、ルソーが表情や身振り、声といったさまざまな「しるし」が可能にする直接的なコミュニケーションを重視していたことは確かであろう。われわれは、ここでは、こうした手段による内的確信と信念の伝達というテーマが、作家としてのルソーについても当てはまるという点を確認することにしよう。それは『対話』において繰り返し表明されるが、たとえばルソーは自身を、現代のフランス語を用いる作家でありながら、「読者の魂に作者の信念を直接伝え、それを読めば徳への愛と真理への情熱がまねることのできない雄弁を生み出していることを感じることをできる今世紀で唯一の著作の作者 *l'Auteur des seuls écrits dans ce siècle qui portent dans l'âme des lecteurs la persuasion qui les a dictés, et dont on sent en les lisant que l'amour de la vertu et le zèle de la vérité font l'inimitable*

éloquence²⁹⁾」であるとしている。この表現には「徳への愛と真理への情熱」という作家の内的な信念が「まねることのできない雄弁」というかたちをとって外部に表出され、それが読むものによって「感じ」とられるという過程が、立法者の雄弁の場合との類似性を示しながら描かれている。発話者の感じていることが、そのまま受手の感じていることとなるのである。さらに例をあげれば、「対話」のフランス人は、注意深い読書を行なったあと、対話者に対し、次のように告白する。「原典に当たったかぎりでは、高邁で誇り高いけれども率直で嫌味のない魂の誠実さ、正直さが感じられた³⁰⁾」。つまり、ルソーのテキストは、それを読む者にとって、非常に明らかなかたちで、作者の信念、作者の魂を感じ取らせるのである。

本論ではルソー彼個人のことについては触れずに話を進めてきたが、特殊性、例外性の問題は、作家としての彼個人の問題に密接に関連しているのである。もちろん、ルソー彼個人を、ここまで論じてきた立法者や例外的個人と完全に同一視することはできない。しかしながら、ルソーは、自らの特殊性に固執した作家であったし、死ぬまで書物を書くのをやめることはなかった。そしてさらに、コルシカやポーランドの法や政体について深く考察し、立法者の立場へ近付いていったのである。したがって、例外的個人の承認の問題は、少なくとも、彼個人の問題の一部、あるいは一側面であると言うことができるだろう³¹⁾。

さて、もう一度立法者の問題に話を戻し、神の権威についてのルソーの主張を整理してみよう。神の権威が必要となるのは、立法者の差し示す法や統治案には人民の言語に翻訳不可能な観念が含まれており、それが容易に人民に受け入れられないからであった。神の権威は、マキアヴェリの場合と同じく、あくまで政治の道具として利用されるのである。しかしながらルソーの立法者の場合、神の権威が力を生むのは、その偉大な魂が「自由のためにふさわしい言語」によって表出され、聴衆に感じ取られ、奇蹟として受け取られる場合においてのみであるとされた。立法者の奇蹟は、熱情や叡知、徳への愛という特別な、あるいは、こういってよければまさに奇蹟的な資質や能力の外部への表出にほかならないのである。神の権威に頼ることは法の制定の実現のために避けることのできない政治的策略であるが、この策略は誠実性を欠くことはないのである。いってみれば、立法者の内面は、雄弁や毅然とした態度を通して人民が理解する外観に重なるのである³²⁾。また、立法者と人民の関係を、「学問芸術論」以来の問題としての例外的個人と大衆の関係に再び重ね合わせるならば、このような関係の設定が必然的にもたらすことになる、大衆が例外的個人をいかにして見分けうるのかという問いに対するルソーの解答のひとつをそこに見いだすことができるだろう。偉大な魂は外部に表出されることによって、その偉大さが感じ取られるのである。

ところが、このようなかたちで、立法者が人民に承認されることが可能であったとしても、立法者はその企図を実現するうえで絶えず困難な状況に立たされているといえる。なぜなら、人民は常に法を廃止し、変更することができるからである。そこから、人民の教育、市民の育成が重要となる。しかし、立法者の偉大な魂を前にして、たとえ人民が法を受け入れたとしても、人民は理性の働きによってそれを理解することはないのだから、人民の教育もまた理性に働きかけるという方法を取ることはできないであろう。繰り返し言えば、立法者の企図は人民に知的に理解

されることはないのである。そうした観点から見れば、立法者は、共同体において「異常の人間」、つまり、例外的個人であり続けるということができよう。

註

- 1) *Du Contrat social*, livre II, chapitre VII, dans *Œuvres complètes*, tome III, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1964, p.381. 以下ルソーの作品からの引用は O.C.III と略す。訳文は概ね白水社版ルソー全集に従っているが、場合によって変更を加えた。
- 2) 影響関係についてはプレイヤッド版の註を参照。O.C.III, p.1461-1462. さらに次の研究を参照のこと。Paolo M. Cucchi, « Rousseau, lecteur de Machiavel », in *Jean-Jacques Rousseau et son temps*, Paris, Nizet, 1969. また『社会契約論』の理論的著作としての側面を強調し、立法者の問題を論じたものとして、次の研究をあげることができる。吉岡知哉, 「ジャン＝ジャック・ルソー論」, 東京大学出版会, 1988.
- 3) こうした観点からなされた研究として次の論考をあげることができる。Victor Goldschmidt, « Individu et communauté chez Rousseau », in *Pensée de Rousseau*, Seuil, “Points”, 1984. 例外的個人の問題について、われわれの研究はこの論考から有益な示唆をえた。
- 4) *Narcisse*, O.C.II, p.970-971.
- 5) *Discours sur les sciences et les arts*, O.C.III, p.29.
- 6) *Ibid.* プレイヤッド版の注釈者は、この点に関してルソーは哲学者たちの主張に接近するとしている。
- 7) *Ibid.*, p.27.
- 8) *Ibid.*, p.30.
- 9) *Du Contrat social*, *op.cit.*, p.381.
- 10) *Ibid.*, p.381.
- 11) *Ibid.*, p.404.
- 12) *Ibid.*, p.367.
- 13) 「不平等起源論」における法と政治制度の起源についての記述については、*Discours sur l'origine de l'inégalité*, O.C.III, p.176-178. 「エミール」においてもまた次のような記述を読むことができる。「法の保護のもとに自由をもとめても無駄だ。法! どこに法があるのか。またどこで法が尊重されているのか。いたるところで君は(エミール)法の名のもとに個人的利益と人間の情念が支配しているにすぎないことを見た。」*Emile*, O.C.IV, p.857.
- 14) *Du Contrat social*, *op.cit.*, p.368.
- 15) *Ibid.*, p.363.
- 16) *Ibid.*, p.380.
- 17) *Ibid.*, p.383 et p.394.
- 18) *Ibid.*, p.383.
- 19) *Fragments politiques*, O.C.III, p.512-513.
- 20) *Du Contrat social*, *op.cit.*, p.384.
- 21) *Considérations sur le Gouvernement de Pologne et sur sa réformation projetée*, O.C.III, p.956.
- 22) プレイヤッド版の注釈者が指摘するように、神の権威についてのルソーのこうした議論は『山からの手紙』における奇蹟についての記述と関連性を持っているように思われる。こうした観点から

立法者の問題を論じた次の論考を参照されたい。増田真, 「立法者という奇蹟——ルソーにおける言説の権威の問題」, 一橋大学『言語文化』31号, 1994, p.31-49.

- 23) *Du Contrat social* (Première version), *op.cit.*, p.317. なお引用した一節のうちふたつめとみっつめの文章は決定稿において削除されている。
- 24) Jean Starobinski, *La transparence et l'obstacle suivi de sept essais sur Rousseau*, Gallimard, Collection Tel, 1971, p.168 以降を参照。
- 25) *Essai sur l'origine des langues*, chapitre XX, GF-Frammarion, 1993, p.125.
- 26) *Ibid.*, p.125.
- 27) *Ibid.*, p.66.
- 28) *Du Contrat social*, *op.cit.*, p.383.
- 29) *Rousseau juge de Jean-Jacques*, O.C.I, p.755.
- 30) *Ibid.*, p.941.
- 31) 立法者の問題を作家としてのルソー立場との関連から論じた研究は少なくない。例えば次の研究をあげることができる。M.Gagnebin, « Le rôle du législateur dans les conceptions politiques de Rousseau », in *Etudes sur le Contrat social de Jean-Jacques Rousseau*. Université de Dijon, 1964, p277-290. Thomas M.Kavanagh, *Writing the Truth : Authority and Desire in Rousseau*, University of California press, 1987.
- 32) ルソーの引用部分を含む『政略論 (ティトゥス・リウィウス『ローマ史』にもとづく論考)』の一節は次のとおりである。「事実どんな立法者にしたところで、神の力をかりないで非常時立法を制定したものはなかった。そうしなければ、新立法はともうけいられなかったからなのだろう。実際一人の賢明な人物には、非常に有益なものだということが明々白々であっても、これといっってはつきりした証拠がないばかりに、他の人々に説得するにはいまひとつ迫りに欠けているということがあるものである。したがって、頭のよい人物は、このような壁をとりさるために神の力に頼ることとなる。リュクルゴスやソロンや同じ目的を持っていた他の多くの人々がこの手を使ったのは、いま述べた事情によるのである。」マキアヴェリ, 『政略論 (ティトゥス・リウィウス『ローマ史』にもとづく論考)』, 永井三明訳, 中公パックス, 世界の名著21, p.210. マキアヴェリ においては内面と外観の一致は問題とはならない。